

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日	
審議対象件数	1,067件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4件	（審議概要） 1 地方調達発注実績について 2 抽出事案について
一般競争	3件	
指名競争	0件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p><b>【地方調達発注実績について】</b></p> <p>特になし</p> <p><b>【抽出事案について】</b></p> <p>1 [新田原飛行場周辺騒音度調査業務（その1）]（随意契約） 2 [新田原飛行場周辺騒音度調査業務（その2）]（一般競争）（1者応札）</p> <p>・広いエリアでの騒音調査は民間の空港等でも行われており、技術を持った業者は多く存在すると思われるところ。有資格者の辞退等により1者応札となったのは何か特殊な事情があるのではないかと。</p>	<p>・本件は、新田原飛行場での航空機の運用に伴う周辺地域への影響について、航空機の離発着等による地上騒音の測定等を行い、1年間分の飛行回数、飛行経路等のデータを基に騒音の分布状況を示す騒音コンターを作成する業務である。なお、算術的なデータと測定値の妥当性の自己検証及び検討委員会（学識経験者3名で構成）による総合的な検証までを行うもので、一時的な騒音測定のような調査とは異なるものである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ 検証作業は第三者が行うべきではないのか。業者の調査結果がそのまま防音区域に指定され、地域住民への利害関係から瑕疵責任とか賠償問題にもなりかねない。仕様書等に責任の所在が明文化されていないので、業者も入札参加を躊躇することになるのではないのか。</p> <p>・ 仕様書等の表記について、一部（著作権、検収等）に改善の余地があると思われるので、検討されたい。</p> <p><b>3 [平成26年度駐留軍等労働者の健康診断等業務委託]（一般競争）</b></p> <p>・ 予定価格はどのように積算しているのか。</p> <p>・ 各業者の見積り単価にバラツキがあるが、防衛省内で健康診断に係る基本単価等があるのではないのか。</p> <p><b>4 [住宅防音事業に係る事務手続補助等業務]（一般競争）</b></p> <p>・ 共同事業体の参加を認めている根拠は何か。</p> <p>・ 九州防衛局において、共同事業体の入札参加実績はあるか。</p>	<p>・ 瑕疵担保の件については、契約書に明記している。なお、防音区域の告示ラインは、成果品を基に現地状況等を考慮して当方において決定するものであり、本調査結果イコール告示ラインとなるものではない。</p> <p>・ 検討する。</p> <p>・ 3者から見積りを徴集し、総価で一番低いものを採用した。</p> <p>・ 診療報酬の点数は一律であるが、解析や郵送料等の諸経費を含んだ単価の見積りを依頼している。</p> <p>・ 本省が定めた実施要項に基づいている。なお、本件は住宅防音工事を希望する住民に対して行う事務手続の補助業務で、個人の行政書士事務所等でも可能な業務であるが、1契約当たり100件程度となるため、単独で担えない場合は共同事業体の参加を認めるものである。</p> <p>・ 当局での実績は無いが、他局では「行政書士会」という形での参加があると聞いている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	